

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成 25 年 12 月 環境省・農林水産省)、鳥獣保護管理法に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、「鳥獣保護管理法基本指針」という。)及び鳥獣被害防止特措法に基づく「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を踏まえ、ニホンジカやイノシシの個体数を平成 23 年度比(基準年)で半減させる目標(以下「半減目標」という。)の達成を目指した捕獲強化を継続すべく、鳥獣捕獲の担い手確保を支援するために狩猟税の減免措置を講ずることとするもの。</p> <p>(2) 施策の必要性 ニホンジカ及びイノシシは、その生息数の増加や生息域の拡大により、自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしている。平成 25 年から「半減目標」達成を目指して鳥獣の捕獲を強化してきたことにより、ニホンジカ及びイノシシの捕獲数は増加し、一部の地域では、生息数の減少や被害の低減が見られるものの、生息数が低減していない地域、被害が低減していない地域は未だ多い。また、平成 31 年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置により、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の担い手となる、鳥獣被害対策実施隊及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は増加するとともに、狩猟免許所持者数も増加傾向にある。このような状況を踏まえ、引き続き強い捕獲体制を維持・強化して「半減目標」を達成するために、既存措置を継続することにより捕獲の担い手確保を支援していくことが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3 野生生物の保護管理
	政策の達成目標	<p>○ニホンジカ及びイノシシの個体数半減 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 環境省・農林水産省） 自然生態系、農林水産業及び生活環境に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ及びイノシシについて、平成 23 年度比で個体数を半減させることを目指す。当面の目標として、令和 5 年度までの達成を目指していたが、令和 10 年度に延長することとしている。</p> <p>○鳥獣被害対策実施隊の増加 捕獲等の活動を担う鳥獣被害対策実施隊の隊員数について、平成 30 年度の 37,279 人から令和 7 年度までに 43,800 人に増加させ、その後も着実に増加を目指す。</p> <p>○認定鳥獣捕獲等事業者の育成 計画的、組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくため、専門性が高く、高度な技能を有する認定鳥獣捕獲等事業者数について、現行の 165（令和 5 年 3 月末時点）から増加させる。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<p>○捕獲目標 「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」（令和 5 年 4 月 4 日環境省発表）において、 ・各種捕獲強化策の実施等によりニホンジカは減少傾向が継続しているものの、依然として高い水準にあるため、半減目標達成にはより一層の捕獲強化が必要な状況にある ・イノシシは、これまでの対策の効果に加えて豚熱による影響もあり減少傾向が進んでいるが、増殖率が高いこともあり、引き続き強い捕獲圧をかけ続ける必要があるとされたところである。</p> <p>○鳥獣被害対策実施隊の増加 鳥獣被害対策実施隊の隊員総数については、令和 4 年 4 月末に 42,053 人となっているが、半減目標の達成に向けて今後も維持・増加させていくことが必要である。</p> <p>○専門事業者の育成 認定鳥獣捕獲等事業者数は 165 事業者（令和 5 年 3 月末時点）となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として令和 2 年度に 60 事業者、令和 3 年度に 65 事業者、令和 4 年度に 63 事業者が捕獲等を実施している。 また、認定鳥獣捕獲等事業の従事者数は 14,218 人（令和 5 年 3 月末時点）となっている。</p> <p>○その他 鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可捕獲の従事者数について平成 29 年度は 343,253 人、平成 30 年度は 323,749 人、令和元年度は 285,664 人であり、減少傾向である。 ※鳥獣捕獲許可証交付枚数の実績は次のとおり。 環境大臣の捕獲許可 H29 466、H30 512、R1 688（枚） 都道府県知事の捕獲許可 H29 343,053、H30 323,473、R1 285,227（枚） 計 H29 343,253、H30 323,749、R1 285,664（枚）</p> <p>※「その他」における米印の実績はいずれも令和元年度鳥獣関係統計（公表資料）より引用。</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 33,437 (人)</p> <p>② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 5,655 (人)</p> <p>③ 鳥獣保護管理法(平成14年法律第88号)第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 42,551 (人) (令和6年度見込み)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	半減目標達成に向けた捕獲の強化のため、引き続き鳥獣捕獲従事者確保のインセンティブとしての効果が期待できる他、それらの者による狩猟における捕獲を促進できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>[鳥獣被害防止総合対策交付金]</p> <p>R4 116億円 (R3補正: 16億円、R4当初: 100億円) R3 133億円 (R2補正: 23億円、R3当初: 110億円) R2 105億円 (R1補正: 5億円、R2当初: 100億円) R1 105億円 (H30補正: 3億円、R1当初: 102億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得時(前)、経験の浅い方へのOJT研修、効果的な捕獲技術等の研修や講習の受講費用等への支援 ・農作物に被害を及ぼす野生鳥獣を捕獲するための活動経費を支援 <p>[鳥獣保護管理強化総合対策費]</p> <p>R4 当初678百万円の内数、R3 当初712百万円の内数 R2 当初730百万円の内数、R1 当初770百万円の内数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の管理の担い手となる狩猟者の確保のため、幅広い世代を対象に、狩猟の魅力やジビエ利用等に関する情報発信等を実施 ・夜間銃猟を含む認定鳥獣捕獲等事業者の質の確保及び技術的指導ができる者の育成のため、講習会を開催 <p>[指定管理鳥獣捕獲等事業費]</p> <p>R4 25億円 (R3補正: 23億円、R4当初: 2億円)の内数、 R3 25億円 (R2補正: 24億円、R3当初: 1億円)の内数 R2 26.3億円 (R元補正: 3.3億円、R2当初: 23億円)の内数 R1 16.7億円 (H30補正: 11億円、R元当初: 5億円、R元補正0.7億円)の内数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する研修会等の開催支援 ・指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業や捕獲技術の開発等を支援
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金では、狩猟免許取得前の者から、高度な捕獲技術等の習得を目指す者まで各種研修や講習の受講費用等を支援し、捕獲者の育成・確保を図るとともに、捕獲活動経費を支援して広く捕獲者全体に対して、被害対策の参画への促進を図っている。</p> <p>鳥獣保護管理強化総合対策費では、平成24年度から狩猟の担い手確保促進のためのフォーラムを開催し、我が国における鳥獣被害の現状や捕獲の担い手の減少・高齢化の状況、狩猟の魅力等を普及啓発することで、狩猟の担い手確保の動機づけを行っている。</p> <p>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金では、認定鳥獣捕獲等事業者等に対する研修会の開催等を支援することで、捕獲者の育成・確保を図るとともに、都道府県等が行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業等を支援している。</p> <p>一方、特例措置は、農林水産業や自然生態系等に被害を及ぼしている鳥獣の捕獲の担い手の中核となり、対策を牽引する者に対する経済的負担の軽減を図るインセンティブであり、このような者が増加し、自治体の捕獲体制を強化するとともに、それらの者による狩猟における捕獲を促進する措置として必要。</p>

要望の措置の妥当性

平成31年度税制改正大綱において示された被害防止目的での鳥獣捕獲従事者への減免措置により、「有効性」の「要望の措置の適用見込み」において示したとおり、それらの者の確保が概ね進んでいることから、政策目的を実現する手段として有効である。

また、半減目標の達成状況を踏まえると、引き続き強い捕獲圧をかけ続けることが重要であり、更なる捕獲の担い手の確保が必要となることから、現行措置を継続する必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績

① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
R3 31,028、R4 31,547 (人)

② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
H30 3,625、R1 3,798 (人)

③ 鳥獣保護管理法(平成14年法律第88号)第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
許可捕獲者 H30 24,115、R1 22,562 (人)
従事者 H30 31,041、R1 28,907 (人)
計 H30 55,156、R1 51,469 (人)

※猟友会や都道府県等が狩猟者登録等の手続きの際に軽減措置制度の存在を伝えているので、要件を満たした者はすべからず制度を活用していると推定して支障はない。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

(9) 狩猟税

根拠条文	措置又は特例名	措置又は特例の概要 (R4.3.31現在)	適用期限 (R4.4.1現在)	適用総額 の種類	適用総額(千円)		
					令和元年度	令和2年度	令和3年度
700条の52	2-1	放鳥獣猟区にのみ係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	なし	税額	0	0	0
700条の52	2-2	放鳥獣猟区にのみ係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	なし	税額	0	0	0
附 32条	1	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	R6.3.31	税額	466,813	489,847	529,546
附 32条	2	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	R6.3.31	税額	46,656	50,763	51,615
附 32条の2		有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	R6.3.31	税額	295,540	291,263	289,442

※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第211回国会提出)より抜粋

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

今後も鳥獣被害対策を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び登録狩猟による捕獲の推進が不可欠であり、狩猟者の税負担を軽減することにより、認定鳥獣捕獲等事業者及び鳥獣被害対策実施隊になること及びそれらの捕獲者の登録狩猟による捕獲へのインセンティブを付与する本措置は、有効な手段である。

前回要望時の達成目標

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」
「抜本的な鳥獣捕獲強化対策(追補版)」(予定)

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等の結果について」(令和5年4月4日環境省発表)において、各種捕獲強化策の実施等により、ニホンジカ及びイノシシの個体数はいずれも減少傾向が継続しているものの、特にニホンジカの推定生息頭数は、生息分布の拡大等に対応した捕獲体制が十分ではない地域もあるため、依然として高い水準にあり、半減目標達成には、より一層の捕獲強化が必要な状況にある。一方で、平成31年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置や普及事業等により、鳥獣被害防止実施隊、認定鳥獣捕獲等事業者はおおむね増加し、狩猟者登録数も下げ止まったが、前述のとおり、半減目標の達成に必要な捕獲体制の確保には至っていないと考えられるため。

これまでの要望経緯	平成27年度要望	減免措置の創設（4年間）
	平成31年度要望	減免措置の延長（5年間）